最終更新日：2015年12月15日

品川リフラクトリーズ株式会社
代表取締役社長　相川　貢
問合せ先：取締役常務執行役員　太田　隆明
証券コード：5351
http://www.shinagawa.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営理念に基づき適切な企業運営を行い、全てのステークホルダーの信頼をより確かなものとするため、高いコンプライアンス意識のもと、経営の透明性を確保し、公明正大かつ効率的で健全な経営の実践に向け、コーポレートガバナンス体制の強化・充実と効率的運用に努めてまいります。
そのため、当社は、監査役会設置会社の制度を採用し監査役及び監査役会による監査機能を有効に活用するとともに、取締役会の活性化及び意思決定機能、監視・監督機能の強化のため執行役員制度を採用し、独立性の高い社外役員複数名による監視機能を併せ持つことで、コーポレートガバナンスの実効性を高めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則4－8　独立社外取締役の有効な活用】
現在、1名の社外取締役と2名の社外監査役を選任し、社外役員3名を東京証券取引所の定めによる独立役員として届け出ております。社外取締役は経営全般に対する監視・監督を行い、社外監査役は取締役の職務執行の監査を行っています。これらにより、経営の監視機能の面で十分に機能する体制が整っていると考えております。一方、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上の観点から、当社にとって最も適切なガバナンスの形態を検討しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4　いわゆる政策保有株式】
政策保有株式に関する方針及び議決権行使基準に関しては、当社ホームページに掲載しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第19条に記載しておりますのでご参照ください。
（https://www.shinagawa.co.jp/governance/governance.html）

【原則1－7　関連当事者間の取引】
当社では、役員・主要株主等との取引の手続きの枠組みについては「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第16条3に記載しておりますのでご参照ください。
（https://www.shinagawa.co.jp/governance/governance.html）

【原則3－1　情報開示の充実】
（1）経営理念、中期経営計画については、当社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。
（経営理念：https://www.shinagawa.co.jp/profile/idea.html）
（中期経営計画：https://www.shinagawa.co.jp/news/data/151105info1.pdf）

（2）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方、運営方針等を定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、当社ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。
（https://www.shinagawa.co.jp/governance/governance.html）

（3）経営陣幹部・取締役の報酬の決定に関する方針と手続きについては、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第6条5（2）及び第15条に記載しておりますのでご参照ください。
（https://www.shinagawa.co.jp/governance/governance.html）

（4）経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補の指名に関する方針と手続きに関しては、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第5条3、第6条5（2）、第7条2に記載しておりますのでご参照ください。
（https://www.shinagawa.co.jp/governance/governance.html）

（5）当社が取締役・監査役候補者の指名を行う際の、個々の指名の説明は「株主総会招集ご通知・参考書類」に記載いたします。

【補充原則4－1－1　取締役会の経営陣への委任】
重要な業務執行の決定に関する取締役会の経営陣に対する委任の概要については、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第3条4に記載しておりますのでご参照ください。
（https://www.shinagawa.co.jp/governance/governance.html）

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
独立社外取締役の独立性判断基準については、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第9条に記載しておりますのでご参照ください。
（https://www.shinagawa.co.jp/governance/governance.html）

【補充原則4－11－1　取締役会の構成・規模、取締役選任の方針・手続き】
取締役会の構成・規模並びに取締役選任の方針手続きに関しては、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第4条、第5条3、第6条5（2）に記載しておりますのでご参照ください。
（https://www.shinagawa.co.jp/governance/governance.html）

【補充原則４－１１－２　取締役・監査役の兼任状況】
取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する状況については、「株主総会招集ご通知・事業報告」に記載しておりますのでご参照ください。

【補充原則４－１１－３　取締役会の実効性の分析・評価】
取締役会の実効性に関する分析・評価については、今後、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第3条8に基づき、評価を行い概要を開示していく予定です。
（https://www.shinagawa.co.jp/governance/governance.html）

【補充原則４－１４－２　取締役・監査役のトレーニングの方針】
取締役・監査役のトレーニング方針については、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第3条6に記載しておりますのでご参照ください。
（https://www.shinagawa.co.jp/governance/governance.html）

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
株主との建設的対話を促進する体制並びに取組みの方針については「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第17条に記載しておりますのでご参照ください。
（https://www.shinagawa.co.jp/governance/governance.html）

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
JFEスチール株式会社	31,810,550	33.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,874,000	4.11
株式会社神戸製鋼所	3,525,000	3.74
三井住友信託銀行株式会社	3,268,000	3.47
富国生命保険相互会社	2,000,000	2.12
シービーエヌワイ　ガバメント　オブ　ノルウェー	1,796,000	1.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,734,000	1.84
株式会社みずほ銀行	1,705,000	1.81
株式会社三井住友銀行	1,500,000	1.59
日本生命保険相互会社	1,412,000	1.50

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、札幌 既存市場
決算期	3 月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は平成16年度下期より大阪証券取引所（現東京証券取引所）市場第一部上場のイソライト工業株式会社を連結子会社としております。
当社は、当社及びイソライト工業株式会社がともに株主価値を向上させることをグループ経営の基本としております。
当社は同社に対し監査役を1名派遣しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中島　茂	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中島　茂	○	―――	弁護士として会社法はもとより企業法務全般に関する高度かつ豊富な知識と経験を有しており、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性について助言いただくなど、経営全般に対する監視・監督を通じて、社外取締役として当社のコーポレートガバナンス上重要な役割を果たしていただけるものと考えている。また、当社との間に特別の利害関係はなく一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断している。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査人との間に定期的な会合を持ち、会計監査に関する監査計画、監査実施状況について報告を受けております。
監査役と内部監査室は定期的に会合を持ち、有効かつ効率的な監査を実施するための意見交換を行っております。
内部監査室を設置し、監査役が求めた場合の補助業務を行なうこととしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
豊泉 貫太郎	弁護士													
佐藤 正典	公認会計士								△					

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
豊泉 貫太郎	○	―――	弁護士として会社法はもとより企業法務全般に関する高度かつ豊富な知識と経験を有しており、経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査が期待でき、社外監査役として当社のコーポレートガバナンス上重要な役割を果たしていただけると考えております。また、当社との間に特別の利害関係はなく一般株主と利益相反が生じる恐れがないため独立役員に選任しております。
佐藤 正典	○	同氏は、あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）において代表社員並びに理事長としての経験がありますが、平成22年6月に同監査法人を退任しております。当社と同氏との間に特別の関係はありません。なお、当社（当社の子会社を含む）から同監査法人に対し、平成26年度の監査証明業務に基づく報酬として97百万円の支払い実績があります。	公認会計士としての長年の経験及び高度かつ幅広い見識から経営執行等の適法性について客観的・中立的な監査が期待でき、社外監査役として当社のコーポレートガバナンス上重要な役割を果たしていただけると考えております。また、当社との間に特別の利害関係はなく一般株主と利益相反が生じる恐れがないため独立役員に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

業務執行に携わる取締役の報酬について、一部に業績連動を取り入れております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告の会社役員に関する事項及び有価証券報告書のコーポレートガバナンスの状況において、取締役報酬の総額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役及び監査役の報酬は、株主総会で定められた報酬月額限度額の範囲内で、取締役については取締役会の決議、監査役については監査役の協議により決定する基本報酬及び役員退職慰労金で構成しております。このうち取締役の基本報酬については、「取締役及び執行役員の報酬に関する支給方針」により、報酬と当社の業績及び株主利益との連動性を高めることにより、報酬の透明性、公正性、客観性に加え、業績向上に向けたインセンティブを勘案し設定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役は、透明・公正な意思決定を行うために、監査役または監査役会との連携を図るとともに、総務部を通じて当社情報の提供を受け、必要に応じて追加情報を求めることができます。また社外取締役に対し、取締役会の開催に際して重要な事項については事前に説明しております。
社外監査役に対しては、監査役会の開催に際し、取締役会の議案につきその内容を事前に説明しております。
なお、社外監査役から補佐を求められた場合には内部監査室にて対応することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、業務執行及び業務執行を監査・監督する組織として、取締役会・監査役会のほか、取締役と一部の執行役員を構成メンバーとする常務会及び執行役員を構成メンバーとする執行役員会議を設置し、常務会を毎月1～2回、執行役員会議を年4回開催しております。両会議には社内の取締役及び常勤監査役が常時出席しております。
1. 取締役会、常務会、執行役員制度
当社は取締役会において法令、定款並びに取締役会規則に基づき業務執行に関する重要な意思決定を行い、その他の重要事項については常務会で決定しております。また取締役会、常務会は取締役及び執行役員の業務執行を監督しております。
執行役員は取締役会によって選任され、取締役会及び代表取締役の統括の下に業務を執行し、各所管部門における使用人の業務執行を監督しております。
2. 社外取締役
社外取締役は、株主利益への十分な配慮や社外の視点を経営の意思決定に反映させるとともに、経営陣の選解任・報酬の決定について適切な関与・助言を行います。
3. 監査役・監査役会
現在、2名の社外監査役を含む監査役4名による監査体制を敷いております。監査役は、監査役会の定める監査方針に従い、取締役会その他の

重要会議への出席、取締役からの報告聴取、重要書類の閲覧等により取締役の業務執行を監査しております。さらに監査の充実を図るため工場・営業所及び子会社等に赴き当社及び当社グループの業務執行状況について調査しております。
監査役会は毎月1回開催され、各監査役から監査業務の結果について報告を受け、協議しております。
内部監査室を設置し、監査役が求めた場合の補助業務を行なうこととしております。
4. 会計監査の状況
当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査にあずさ監査法人を選任し、監査を受けております。
5. 内部統制委員会
当社は内部統制委員会を設置し、当社及び子会社各社のコンプライアンス及びリスクマネジメントの取組みを横断的に統括しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、業務執行及び業務執行を監査・監督する組織として、取締役会・監査役会のほか、取締役と一部の執行役員を構成メンバーとする常務会及び執行役員を構成メンバーとする執行役員会議を設置し、常務会を毎月1～2回、執行役員会議を年4回開催しております。両会議には社内の取締役及び常勤監査役が常時出席しております。なお、社外チェック機能の観点では、1名の社外取締役と2名の社外監査役を選任し、社外取締役は経営全般に対する監視・監督を行い、社外監査役は取締役の職務執行の監査を行っております。これらにより、経営の監視機能の面で十分に機能する体制が整っていると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年の株主総会において法定期日の4営業日前に発送しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2011年3月期よりアナリスト・機関投資家向決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信等の財務資料及び適時開示資料をホームページに掲載しております。 決算説明会資料をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経理部をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念・企業行動憲章を制定し、ステークホルダーの立場を尊重し、広く社会にとって有用な存在であることを目指しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全先進企業を目指し環境方針を制定し、ISO14001の活動を通じて地球環境保全活動に取り組むとともに、企業行動憲章に社会貢献を原則の一つに掲げ、日常の事業活動の前提としております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営の重要な情報については、財務情報・非財務情報に関わらず諸法令等に基づき適時・適切に開示を行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供の充実に努め、株主にわかりやすい内容となるよう努めます。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方
当社は、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を以下の通り定め、かかる体制の下で業務の適法性・効率性の確保並びにリスク管理に努めるとともに、環境の変化に応じて見直しを行い、その改善・充実を図っております。
2. 内部統制システムの整備状況
(1)取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
1)企業行動憲章を制定し、経営者が繰り返しその精神を当社及び子会社から成る企業集団の全従業員に伝えることにより、法令順守があらゆる企業活動の前提で あることを周知徹底する。
2)内部統制委員会を設置し、当社及び子会社各社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。内部統制委員会は 取締役、執行役員及び常勤監査役の内から構成し、事務局を設置する。
3)内部統制委員会は、必要に応じて当社及び子会社のコンプライアンスの推進状況について監査する。
4)内部統制委員会は、コンプライアンスの推進状況及び監査の結果を定期的に取締役会及び監査役会に報告する。
5)法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行なう手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置する。
(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報は、社内規則に則り、適切に文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
(3)損失の危機の管理に関する規程その他の体制
1)内部統制委員会は、当社及び子会社各社のリスクマネジメントの取り組みを横断的に統括する。
2)内部統制委員会は、必要に応じて当社及び子会社のリスクマネジメントの推進状況について監査する。
3)内部統制委員会は、リスクマネジメントの推進状況及び監査の結果を定期的に取締役会及び監査役会に報告する。
(4)取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。
1)取締役、執行役員及び従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目的に基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
2)取締役会は、中期経営計画を具体化するため部門ごとの毎期の業績目標と予算を設定する。
3)各部門を担当する取締役または執行役員は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を構築する。
4)管理部門担当取締役は月次の業績につき、ITを積極的に活用したシステムにより迅速に管理会計としてデータ化し、担当取締役及び取締役会に報告する。
5)取締役会は、毎月、この結果をレビューし、担当取締役に目標未達の要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告 させ、必要に応じて目標を修正する。
(5)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1)当社は、当社及び子会社から成る企業集団全体にわたる内部統制の構築を目指し、当社及び子会社各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、 指示・要請の伝達等が効率的に行なわれるシステムを含む体制を構築する。そのため、当社取締役、執行役員、事業所長及び子会社社長は、当社各部門及び子会社各社の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用に関する権限と責任を有する。当社の内部統制委員会は、当社及び子会社の内部統制に関する監査を実施し、その結果を当社各部門及び子会社各社の責任者に報告するとともに、必要に応じて内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
2)当社は、子会社各社の一定の重要事項(損失の危険に管理に関する事項を含む)について、関係会社管理規程により当社の機関決定までの手順を義務づけ、当社の取締役会規則等に定めた決定手続き等により、審議・決定し、また報告を受ける。
3)関係会社担当取締役・執行役員は、関係会社管理規程に基づき当社のシステムに則った子会社各社のコンプライアンス及びリスクマネジメントの体制整備と、効果的且つ効率的な職務の執行に関して子会社社長に指示・助言を行うとともに、子会社各社の推進状況を監督する。
4)当社の内部監査室は、当社及び子会社各社の業務の有効性・効率性並びにコンプライアンス及びリスクマネジメントの実施状況について監査する。
(6)監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの 独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
1)監査役が求めた場合の監査役の職務を補助する使用人は内部監査室員の内より選出し、同職務については監査役の指示に従うものとする。
2)補助者の人事異動については監査役会の意見を尊重する。
(7)当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人は、必要に応じまたは監査役の要請に応じ、監査役に対して職務の執行状況を報告する。内部統制委員会は、監査役に対して当社及び子会社から成る企業集団全体に重大な影響を及ぼす事項、内部統制に関する監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインに関する状況を速やかに報告する。また、監査役が必要と判断した事項については取締役、執行役員及び使用人が速やかに報告する。また、監査役が必要と判断した事項については取締役、執行役員及び使用人が速やかに報告する。
(8)監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
当社は、コンプライアンス・ホットラインへの通報・相談者及び監査役への報告者については不利な取扱いを受けないことを確保する。
(9)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行に生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役の職務執行に必要な費用について請求があった場合、特に不合理なものでなければ前払または償還に応じる。
(10)その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
監査役は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとしている。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本方針
当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決します。
2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社は、反社会的勢力を社会から排除していくことは企業の社会的責任の観点から必要不可欠であると同時に、反社会的勢力に対して屈することなく法律に則して対応することや反社会的勢力に対して資金提供を行なわないことはコンプライアンスそのものであると考え、品川リフラクトリーズ企業行動憲章に基本方針を掲げるとともにコンプライアンス・マニュアルに対応方針を規定し、当社グループ全役職員への周知徹底を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

1. 会社の支配に関する基本方針の内容
当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。
しかし、総合耐火物メーカーである当社の経営においては、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社グループに与えられた社会的な使命、それら当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を構成する要素等への理解が不可欠です。これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉である、(1)伝統の中で蓄積された豊富なノウハウと技術開発力、(2)高品質の製品を開発し提供することを可能とする国内外の拠点、(3)永年の間に築き上げたお客様・お取引先との信頼関係、(4)地域との共
生及び環境保全への取組み等を機軸とした中長期的な視野を持った経営的な取組みが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。
当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうか等買付者による大規模な買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討する上で重要な判断材料となると考えます。
以上を考慮した結果、当社としましては、大規模な買付行為を行う買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定し事前に開示する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)に従って、買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供し、当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ当社取締役会又は株主総会が対抗措置発動の可否について決議を行った後にのみ当該買付
行為を開始する必要があると考えております。
また、大規模な買付行為の中には、当該買付行為が企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるものもないとは言えません。当社は、かかる大規模な買付行為に対して、当社取締役会が本対応方針に従って適切と考える方策をとることが、企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要であると考えております。
2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み
当社グループは、基本方針の実現に資する特別な取組みとして、耐火物及び関連事業において競争を勝ち抜くために、拡販とその背景となる顧客満足度の向上を最重要課題に掲げ、営業・生産活動に励むとともに、更なるグローバル化を指向しグループとして事業規模の拡大を追求しております。平成26年4月、当社は平成21年10月の経営統合以来進めてまいりました生産集約を完了し、国内の生産拠点を3工場体制から2工場体制に再編するなどでさらなる効率化を図り、コスト競争力の高い、強い生産体制の実現を目指します。そして、当社グループは、より安定した収益体質を確立することにより株主の皆様のご期待に応えるべくグループ一丸となって邁進する所存であります。
さらに、当社グループは、株主、お客様・お取引先、地域社会、社員等多くの関係者各位の期待・信頼に応えるべく、収益の拡大による経営基盤の強化を図る一方、社会の信頼を得られる企業であり続けようとする姿勢を徹底することで企業価値ひいては株主共同の利益の向上に努めております。コーポレート・ガバナンスはそのための土台と考え、当社取締役会の活性化及び監査体制の充実をもって経営管理体制の強化を図っております。このような体制整備のほか、当社グループでは情報開示の充実がコーポレート・ガバナンスにとって有効な機能を果たすと考えており、各種の会社情報を適時、適切にかつ積極的に開示することによって、株主の皆様やその他外部からのチェック機能を高め、経営の透明度を高めることを今後とも充実させていきたいと考えております。
3. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み
当社は、平成26年5月8日開催の当社取締役会において、1. で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株式の大規模買付行為への対応方針」(以下「本対応方針」といいます。)として継続を決議いたしました。
本対応方針の継続について平成26年6月27日開催の第180回定時株主総会に付議し、承認可決されました。
本対応方針は、(1)特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、(2)結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為又は、(3)結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等(いずれにおいても市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為及び合意等を除きます。)(以下かかる買付行為又は合意等を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為又は合意等を行う者を「大規模買付者」といいます。)が行われる場合に、(1)大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、(2)当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ(3)当社取締役会又は株主総会が対抗措置の発動の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、という大規模買付ルールの遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の無償割当て等を利用することにより抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることを目的とするものです。
当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。さらに、大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき株主の皆様の判断並びに当社取締役会及び独立委員会の意見形成のために必要な情報の提供を求めます。
次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し前述の必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)又は90日間(その他の大規模買付行為の場合)(最大30日間の延長がありえます。)を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当社取締役会は、当該期間内に、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、後述の独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会
としての意見を取りまとめて公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。
当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任された委員からなる独立委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置を発動すべきか否か、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置を発動すべきか否か等の本対応方針に係る重要な判断に際しては、独立委員会に諮問することとします。独立委

員会は、対抗措置の発動もしくは不発動の勧告又は対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告を当社取締役会に対し行
います。
当社取締役会は、前述の独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動もしくは不発動の決議又は株主総会招集の決議その他必要な決議を行います。対抗措置の発動の可否につき株主総会において株主の皆様にお諮りする場合には、株主総会招集の決議の日より最長60日間
以内に当社株主総会を開催することとします。対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとします。また、当社取締役会は、当社取締役会又は株主総会が対抗措置を発動することを決定した後も、対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更を行うことがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。
本対応方針の有効期限は、平成26年6月27日開催の定時株主総会においてその導入が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。なお、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。
なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.shinagawa.co.jp/news/index.html）に掲載する平成26年5月8日付ニュースリリースをご覧下さい。
4. 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由
2. に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、2. に記載した通り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。
また、3. に記載した本対応方針も、3. に記載した通り、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために導入されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置の発動又は不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、必要に応じて対抗措置発動の可否について株主総会に諮ることとなっていること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要
1. 適時開示に関する基本姿勢
当社は、コーポレートガバナンス・ガイドラインに「経営の重要な情報については、財務情報・非財務情報に関わらず諸法令等に基づき適時・適切に開示を行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供に充実に努め、株主にわかりやすい内容となるように努める」と定め、会社情報の開示を適時・適切に行うことを基本方針としております。
2. 適時開示に関する社内体制
当社は、適時開示が求められる会社情報（以下、重要事実）の管理、並びに適時開示に関し、株券等の内部者取引の管理等に関する規則を定め、以下のとおり社内体制を整備しております。
（1）管理部門担当執行役員を情報管理責任者に任命し、当社グループにおける重要事実を統括して管理する。
（2）当社各事業所または子会社において重要事実の発生または入手があった場合、当該事業所長または子会社社長を情報管理担当者とする。
（3）情報管理責任者は、情報管理担当者と協力して、当社または子会社に生じた事実が重要事実に該当するか否かの判定を行い、重要事実の開示の要否、時期、方法を行うとともに当該事実の適正な管理を行う。
（4）重要事実のうち、決定事実及び決算情報については社長に報告し、取締役会の決議後、遅滞なく適時開示を行う。発生事実については社長に報告し、遅滞なく適時開示を行う。
（5）重要事実の開示はできる限り早期に行うことを原則とし、情報管理責任者がこれを行う。

【コーポレートガバナンス体制　模式図】

